

○雲仙市広報紙広告掲載取扱要領

平成24年11月19日告示第104号
改正 平成26年12月26日告示第95号

(趣旨)

第1条 この告示は、雲仙市広告事業実施要綱（平成20年雲仙市告示第12号。以下「要綱」という。）第23条の規定に基づき、市広報紙「広報うんぜん」への有料広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告物の掲載位置等)

第2条 広告物の掲載位置は、紙面の配置などを勘案した上で、市が指定する。

(広告物の規格、掲載料等)

第3条 広告物の1枠当たりの規格及び掲載料の月額は、別表第1のとおりとする。ただし、1箇月の広告掲載スペースは、A4判2ページを超えない範囲とする。

2 要綱第8条第3項に規定する追加枠の広告掲載料は、前項に定める額の半額とする。ただし、規格が異なる場合は、規格が小さい広告を追加枠とする。

(広告掲載料の減額)

第4条 市長は、広告主又は広告内容が別表第2に定める減額条件を満たす場合は、同表に定める減額率により掲載料を減額することができる。ただし、複数の減額条件を満たす場合は、それぞれの減額率のうち最も大きいものを適用するものとする。

(広告掲載の期間)

第5条 広告掲載の期間は、毎月発行する広報紙の1号当たりを1箇月とし、広告主が希望する月数とする。ただし、1回の申込みで連続して掲載する期間は12箇月を限度とする。

(広告物の提出)

第6条 提出する広告物は、電磁的記録及びそれを印刷したものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、施行の日以後に申込みのあった広告について適用する。

附 則（平成26年12月26日告示第95号）抄

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に掲載申込があり、かつ、同日以後から新たに掲載する場合の広告については、この告示による改正後の雲仙市広報紙広告掲載取扱要領、雲仙市ホームページ広告掲載取扱要領及び雲仙市公用車広告掲載取扱要領の規定を適用する。

別表第1（第3条関係）

規格（縦×横）	掲載料の月額（円）
50ミリメートル×88ミリメートル（A4判の約10分の1）	7,500
50ミリメートル×178ミリメートル（A4判の約5分の1）	15,000

130ミリメートル×178ミリメートル (A4判の約2分の1)	50,000
297ミリメートル×195ミリメートル (A4判)	100,000

別表第2 (第4条関係)

減額条件	減額率 (%)
広告主が市内に主たる事業所等を有する場合	20
広告主が6箇月連続して広告を掲載する場合 (ただし、申請時に確定している場合に限る。)	10
広告主が12箇月連続して広告を掲載する場合 (ただし、申請時に確定している場合に限る。)	20